平成２７年（フ）第３０００号
大阪府東大阪市東石切町５丁目７番36号
債務者　元山可奈子
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０６９号
大阪市東淀川区東中島５丁目18番21号ファースト東中島208号
債務者　新垣　正樹
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０７０号
大阪市住之江区安立２丁目５番15号　ｍｅｎｅｄａｓ　236号、前住所大阪市住吉区遠里小野１丁目６番26号
債務者　安部　滋
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０７２号
大阪市西成区松３丁目２番20号
債務者　清水　静子
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９号
愛媛県大洲市徳森1608番地１エルサイドハウス106号
債務者　渡邉　隆司
1　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月２日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

平成２７年（フ）第１６号
岐阜県高山市松本町695番地31
債務者　大山　将
1　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前11時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第２６８号
岡山県赤磐市熊崎285番地９、旧住所岡山県赤磐市桜が丘東５丁目５番地48
債務者　櫻本　博
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６９号
岡山市中区西川原１丁目７番２－２号、旧住所岡山市中区竹田49番地１
債務者　三谷健二郎
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９３号
岡山市東区政津429番地３アルフィー政津201号室、住民票上の住所岡山市東区政津429番地３
債務者　瀧本　政夫
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２号
石川県小松市向本折町ホ76番地２　パークサイドＭＴ506、従前の住所石川県小松市北浅井町り150番地１　メゾン栄405号室
債務者　水内　諒
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月22日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第１２７０号
神奈川県綾瀬市綾西５丁目11番８号
債務者　中嶋　治夫
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２７１号
神奈川県綾瀬市綾西５丁目11番８号
債務者　中嶋　ミヱ（旧姓水島）
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１９号
東京都八王子市椚田町1212番地24カーザ・フォレスタ606号
債務者　斉藤　和夫
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８８号
沖縄県沖縄市安慶田４丁目17番７号　浦崎アパート202
債務者　山崎久美子
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第７１号
沖縄県沖縄市大里２丁目３番７号
債務者　平安　常一
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部